

# 再診時保険外併用療養費(選定療養)について

他の病院又は診療所に対し文書による紹介を作成し、交付を行った患者さんについて、紹介先に行かずに当院へ再度受診された場合、**保険外併用療養費(選定療養) 3,300円(税込)**をご負担いただいております(緊急・やむを得ない場合などを除きます)。

国が“病院”と“診療所”の機能分担の推進を図る観点から、設けられた制度となります。

他の病院(許可病床が200床未満)又は診療所に対し、紹介を行ったにもかかわらず、紹介先へ行かずに当院へ再度受診した場合は、自己の選択に係るものとして、再診料(外来診療料)とは別にご負担いただく医療費です。

なお、当費用につきましては、十分な情報提供をおこなった上で請求させていただきます。

当院では、かかりつけ医をお持ちいただくことを推奨しております。患者さんの病状等が安定している場合は、他の医療機関へ紹介状を作成させていただきます。

※ご不明な点がございましたら、お気軽に事務担当者へお尋ねください。

済生会川口総合病院